

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年10月27日(2011.10.27)

【公表番号】特表2011-512989(P2011-512989A)

【公表日】平成23年4月28日(2011.4.28)

【年通号数】公開・登録公報2011-017

【出願番号】特願2010-549632(P2010-549632)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/30 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/30

【手続補正書】

【提出日】平成23年9月8日(2011.9.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

下顎骨とそれに対応する側頭骨との間の関節の不快感を治療するために、耳珠を持った耳の外耳道に挿入されるように構成された人工器官であって、該外耳道には峡部が含まれており、

当該人工器官は、

中空でありかつ実質的に剛性を持った構造本体を有し、該構造本体は、予め定められた形状を有し、該形状は、顎が開位置にあるときの外耳道の入口と峡部との間にほぼ延びる外耳道の部分の輪郭に実質的に合致する形状であり、該構造本体は、外耳道の入口に隣接して位置するよう構成された近位の基部を含み、該構造本体は、さらに、外耳道の中に有効な距離だけ延びるよう構成された遠位の端部を含み、

スカラップ状の窪みが、前記近位の基部の境界縁部から離れる方へと延び、耳の耳珠の裏側に位置するように構成された前記構造本体の表面を横切っている、
前記人工器官。

【請求項2】

前記構造本体が、実質的に何らの被覆もされていない、請求項1記載の人工器官。

【請求項3】

前記構造本体が、アクリルから形成されている、請求項1記載の人工器官。

【請求項4】

前記スカラップ状の窪みが、実質的に耳の耳珠全体を受け入れるのに十分な長さと幅とによって特徴付けられている、請求項1記載の人工器官。

【請求項5】

さらに、前記近位の基部から離れる方へ突き出した少なくとも一つの柱状要素を含み、該柱状要素は、当該人工器官が外耳道内に挿入されているときに、外耳道の外側の位置へと延びるように構成されている、請求項1記載の人工器官。

【請求項6】

前記柱状要素が、熱可塑性の、ポリマーまたは非ポリマーの材料から形成されている、
請求項5記載の人工器官。

【請求項7】

前記柱状要素が、単纖維ナイロンから形成されている、請求項6記載の人工器官。

【請求項 8】

下顎骨とそれに対応する側頭骨との間の関節の不快感を治療するために、耳珠と珠間切痕とを持った耳の外耳道に挿入されるように構成された人工器官であって、該外耳道には峡部が含まれておる、

当該人工器官は、

中空でありかつ実質的に剛性を持った構造本体を有し、該構造本体は、予め定められた形状を有し、該形状は、顎が開位置にあるときの外耳道の入口と峡部とのほぼ間に延びる外耳道の部分の輪郭に実質的に合致する形状であり、該構造本体は、外耳道の入口に隣接して位置するよう構成された近位の基部を含み、該近位の基部は、珠間切痕に実質的に延びるよう構成された半島状の脚部を含み、該構造本体は、さらに、外耳道の中に有効な距離だけ延びるよう構成された遠位の端部を含み、

スカラップ状の窪みが、前記近位の基部の境界縁部から離れる方へと延び、耳の耳珠の裏側に位置するよう構成された前記構造本体の表面を横切っており、

少なくとも一つの柱状要素が、該半島状の脚部から離れる方へ突き出しており、該柱状要素は、当該人工器官が外耳道内に挿入されているときに、外耳道の外側の位置へと延びるように構成されている、

前記人工器官。

【請求項 9】

前記スカラップ状の窪みが、実質的に耳の耳珠全体を受け入れるのに十分な長さと幅とによって特徴付けられている、請求項 8 記載の人工器官。